

市場買取調査について

【活動経緯】

認定品の良好な品質維持を目的として、2008年より市場買取調査を継続実施しております。2019年までは、年毎に訪問するエリアを決め、そこに所在するホームセンター、ワークショップへ会員の有志によって訪問し、店頭で販売されている製品を買取しておりました。2020年からは、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として全てをネット購買に切替えました。

買取調査をする対象は、会員各社の認定品のみならず、非会員各社における認定品も平等に対象としています。

【買取後の業務手順】

市場より買取された製品は、申請時に記載されている事項と相違が無いか、個装箱に記載されている文言は「プロテクティブスニーカーの表示に関する規程」を順守しているか等が確認された上で、問題が無ければ所定の公的試験機関へ試験を依頼します。その結果をもって再度JSAAで最終審査をし、合否判定が決定します。結果の如何に関わらず、全ての当該会社へ報告されます。

認定された製品が、市場買取調査により適正度を欠く製品と判定された場合は、報告を受けた後一か月以内に「業務改善報告書」の提出を当該会社に要請されます。

当該会社は、生産の実態を調査し、原因と対策についてコメントをまとめ、提出します。また、市場に流通している製品、社内在庫品等の現品がどれ程の足数があり、どのように対処するかを調査・検討し、報告します。

さらに三か月後には2度目の買取調査が行われ、再度不適合であった場合は当該品番の取り消しが報告されます。その場合、直ちに「認定の抹消届」を提出すると同時に、市場に流通している当該製品の具体的な対処について報告が求められます。

「業務改善報告書」で調査された内容に沿っての対処が求められます。廃棄処分を選択される場合は、当該製品のエビデンス（公開が可能な範囲の返品伝票や処分した際の証拠書類）を提出し、会社ホームページやネット販売で掲載されている当該製品に関する記載の修正又は削除が求められます。このように認定品によってお客様へ安全を提供し続けると共に、事業に対する信頼性の維持継続のため、市場買取調査は毎年必ず行われています。

公益社団法人日本保安用品協会

日本プロテクティブスニーカー協会